

時事新報

時事新報

第千五百六十六號
明治廿二年十二月十七日火曜日
舊曆己丑十一月廿五日(丁卯)
出刊時間 四時四十分
入紙時間 四時三十分
月出紙張 二十五張
月出紙價 五元
印刷時間 十一時五十分
印刷部 東京市本町三丁目
電話 二一七九

(西曆一千八百八十九年)

時事新報は、一、年三百六十五日、日、休刊無し

自治は政治上に限る可らず

民は之れよりしむ可し之を知らしむ可らずとは東洋古来の政略にして人民は事の由来を知らず右と云へば右、左と云へば左、唯上の命は其れに従ふ其れは群羊の牧者に従ての向ふ所に赴くに異ならず即ち牧民官など云へる文字の起りたる所以にして當時の人民が唯肉體の温飽を得ざれば夫れより満足する其情に於ては至て無難なりしと云ふ可し然るに西洋文明の風は近來東洋の桃源に吹入り鎖國閉居の我國も開國外交の運びに至りて追々交通の頻繁なるに隨ひ所謂有形文明の利器を輸入すると同時に彼の民權説をも輸入して人民参政政と云へる奇論を唱ふる者を生じ民権院の建白ありてより以來國會開議の喧しさが爲り先づ其手始めとして府縣會を起し夫れより國會開議の期限を明治二十三年と披露したる其二十三年も最早且夕の間に入りて先般市制町村制の發布もありて人民は皆々参政の權利を得る其代りに權利に對する義務として着々自治の責任を盡さざる可らず政府の方にて人民をして此責任を盡さしむるやう彼の自治制を設けるならんかなれども本来の自治制なる者は日本多數の人民が果して其大切あるを感して終に一般の輿論を成して其發布を促したるものか若しも然らば自治の精神は一般人民に行き渡りて獨り政治上に止まらず社會一切の事に對して其精神を失ふとなく自治の實質を盡くすを得べしと雖も我輩の所見を以てすれば日本多數の人民は能く自治の責任を盡すものに非ず從來不知不圖の間之を實行し居たる者にも非ず實は至て漠然たる者にして事の起原は學者政治家若くは彼の演説者の類即ち世上の思想家が歐米諸國の政治書を讀み或は其事蹟を見聞して漸く自治論に陥及する最中、政府當局の長官或は政治家と稱し或は制度取調と稱へて歐米諸國を巡視するの際、彼の國自治制の善なるを見て之を羨望するの餘り其條例を携へ歸りて之を我國の實際に施したるものにして最少數の人々が一時の愚用を以て之を奉行するに至りたるのみ即ち多數人民中に自治の責あるの故を以て自治制を出したるに非ず先づ自治制を發布して促がして其自治を思ひ立たしむる者なれば自治制明文の在る所、即ち市會町村會等と稱し重なるに政治上の事情には餘蘊なく自治風を吹起したるが如くなれども社會一般の事に就ては概ね例の通り放任にして政治上の職室には人爲條例の力を以て自治制の善を説きたれども天下は未だ自治の善を盡さざるの暇なきを得ず抑も歐米諸國にて所謂自治と稱するものは其善盡して廣く軍に市會町村會等に出席して市町村内の出費を議決する位に止まらず一家に在りては主人として世間に出ては公民として公衆の事とありて共に盡す可き義務を盡くし公共必要の事とあれば其事の許す限り我れより進んで之れを當り盡す

其善を辭せざるが如き何れも自治民の所業にして試に英國の義勇兵などを見るに政府は固より人民に對して其義務兵たるを命ずるに非ず國家一旦事あるに當り諸々應分の力を致すは人民たる者の義務なりとて凡ら丁年の男子たる者は其義務の餘暇を以て自から進んで練兵事務に政府は三年間訓練したる者に兵服兵器を給與するのみ而して其最も感心なるは其の義勇兵中に實工隊あるの一事なり平常丹精に従事して錦繡繡想を凝らし武邊には最も遠き者に至るまでも自から國民の一部分たるを思ふて時に操練に従事するが如き所謂投筆事戎軒の氣概あるものとも稱す可きか孰れも國の義務を思ひ他より命令するを得たらず自から守るの道を講ずる者にして我が日本人の如き其自治心の盛んなるを果して此の如くなるを得べきや蓋し中に顧みて然らざるを得ざるならん但し彼の義勇兵の事は國に對するの自治案にして事態頗る重大なれども更に日常の瑣事に涉りて我が國人の自治心に乏しきは毎度見聞する所として例へば村橋盛境して人車の通行も便ならず橋畔の人民一舉手の勞を費すときは我れも人も便利あれども知らざる顔して其不便を顧みざるが如き或は往來に塵芥を捨て或は公園に花木を折る等々の例枚擧する暇もあらず固より瑣末の事なれども推して之を論ずるときは自治心に富みたるものと謂ふ可らず我輩嘗て白耳鐵國に遊びフランスの公園に至りたるに其路傍の制札に「公園は諸君の爲に遊樂する所に於て其道路を汚し其花木を損するは取りも直さず諸君の遊樂を妨ぐるものなるが故に諸君の所業を見附るときは其々之を禁じたまふ可きなり」云々の文意を記したるを見たり日本公園の制札には「花木折り取る可らず」云々と上より下に命令するの言葉あれども自治心も富みたる人民に對しては蓋も命令の辭を用ひずして單々自治の理に訴へ人民も亦之れに對して互に其禁句に關するふとを戒め當局者も人民互に其威望を敬重して當て命令がましき事なきは自治國民相持の體とも申す可きか自治制の明文に促がされて市會起り町村會起りたりとて未だ自治國と稱す可らず國中多數の人民をして心の底より自治の理を解せしめ其精神を擡びて大は國家公共の事、小は尋常瑣末の事、總べて自治心を以て支配するに至りて始めて自治國民の實を擧ぐるとを得べし我國の人民も既に自治制を得たる今日、勉めて早く此點に達せんといふ我輩の偏に希冀して已まざる所なり

官報

陸軍省條例中改正ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム
明治廿二年 內閣總理大臣公署第三號實錄
十二月十四日 內務大臣 伯崎山縣有朋
法律第三十一號
明治十三年(四月)布告第十二號集會條例中ノ改正
第七條 政治ニ關スル事項ヲ議決スル集會ニ現役
及召集中ニ係ル設備後備ノ陸海軍軍人警備官立公立

私立學校ノ職員生徒農工農ノ見習生ハ之ニ應會シ又
ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス
法律第三十一號
第十二號布告(明治十三年四月五日抄録)
第七條 政治ニ關スル事項ヲ議決スル集會ニ應會シ人等
得ノ名簿ニ在リテ當該集會立公立私立學校ノ職員生徒農工農ノ見
習生ハ之ニ應會シ又ハ其社ニ加入スルコトヲ得ス
○東京市告示第三十九號
本月二十三日午後四時ヨリ左ノ各區ニ於テ區會ヲ開ク
十二月十六日 東京市會事會
神田區會 神田區役所内 赤坂區會 赤坂區役所内
四谷區會 四谷區役所内 牛込區會 赤坂區役所内
下谷區會 下谷區役所内 本所區會 本所區役所内
○鐵道運賃 九州鐵道會社鐵道運賃の内博多久留米間
運賃は二十二哩にして其各停車場名及其距離運賃は左
表の如し(鐵道局)

○女子の變貌 横濱維也納の近報に從へば皇帝ツツ
ンロスウヨセツ 一世の侍從にして其名國內に著し
きラチスロースハヤ 伯は最愛の令嬢を癡狂院に送ら
んとする及べり此令嬢は年七歳の美女にして近
頃貧乏の契約となす權利を奪はれ其財產は管理人の手
にて差押へられしものなるが今讓が幼少よりの履歷を
聞くに讓の父なるハヤ伯は妻を娶りし以來八年の星霜
を経るも一子を樂ぐるを得ざりしかば痛く失望し吾れ
若し一子を樂ぐる能はざれば我財產は皇室に入り家名
も斷絶すべしとて日常の事のみを心配したりしに幸
にして夫人は遂に妊娠の身となり居たれば伯の喜び一方
ならず其の男子を生むを期し居たれば夫人の生みたる
一子は伯の期望する所を反して女兒なりし左れど夫
人を始め近侍の人々も伯の心中を推察して男兒にあ
ざりしものと告ぐる能はざりしかば伯はその女兒なる
を知る由なく大に喜び幼少より男兒の服を着せ男兒の
教育を受けしめしめしめは歐風、禮儀の法もも覺え
六歳の頃より輕騎兵の軍服を着し小馬も打ち乗りて往
來しければ人々皆男兒なるべしと信じてたり兎角する内
次第一成長しければ伯は我兒をハス府に在る華族學校
に入學せしめんと思ふ折折夫人は其の男兒を生みし故
最早伯を欺くの必要もなく事實を述べて義に生みたる
一子の男子にあらざりしものと告げしに如何なる故
や讓は自分が女兒なることを世人に告ぐるを嫌ひ年長
する及んで其念益々固く遂に伯に向ひて輕騎兵の軍
兵として編入されんとを懇望したり當時伯は同隊の
佐官なりし故大に之を叱責して拒絶したれども讓は廿
一歳に達するや否や放蕩者侈の生活を始め自らサン
ドハヤ伯と稱して讓と女子なりとて誑誘せし男子と
二度決闘せし事あり且つサンドハヤの名義を以て屬
々ハス府の有名なる新聞紙に投稿し自分の男子ある事
を世人に示さんが爲り莫大の金を費して句牙利劇場
の女優某の爲に家財、馬車等を購求せしのみならず許多
の寶玉等と與へたり然るも讓は問もなくして自分の財
産を消費するものと禁せられ奢りの生活をなさんとす
るも金銀に欠乏し其奢りの如くならざりしりば近頃一
計を廻らし軍に數多の銃銃を積集する目的を以てレ
パツク府に於ける軍某の令嬢を誑誘して逃走し結婚式
を行ひたりと云ふ

第四
旅館は最も
夫人令嬢も
れば我家も
二編出
りながら數
或は 蘇蘭、
由あり況ん
ざるの境亦
りて旅行を
見んと欲す
快に達せし
して旅館は
一族館に宿
千人ながら
的全く旅館
向ひて宿す
するよはわ
人とは全く
年の二月五
州に赴きし
類の美しき
イル及び
Iポート
く冬を渡さ
く歸り來り
昌の季節節
の計ゆるる
相伴ふて
外の散策
かぬ大開
に集りて
なく食食
を待ち候
どあり戸
ひびき美
當りて
きては食
以前着
に關する
へも中々
身仕舞
八時よ朝
て咽を
一二種
の如きを
斯くの如
なり
旅館の構
三十人の
分なるも
も更に其
事も之に
ンヴァ
人を知る
始めより

米國の人情風俗(前號の續き)